

ご説明資料

平成28年11月4日

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 信用金庫業界の規模・業績の概況 ー平成28年3月末現在ー

信用金庫は相互扶助を理念とする会員の出資による協同組織の非営利法人であり、事業地区が制限され、貸出については会員である中小企業・個人等に限定されています。

信用金庫数 265金庫

店舗数 7, 379店

役職員数 11万人

会員数 927万人

預金量 134兆円

貸出量 67兆円

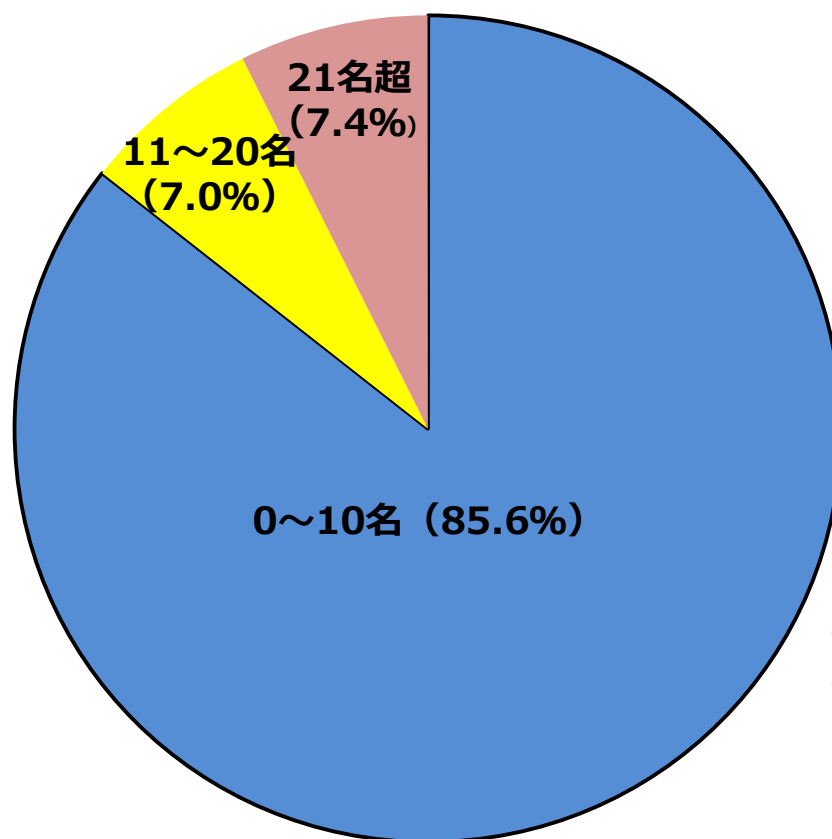
【うち中小企業向け貸出42兆円】

自己資本比率 13. 08%

不良債権比率 5. 3%

2. 信用金庫の取引先の従業員規模の構成等

信用金庫の取引先は、従業員数10人以下の企業が9割近くを占めるなど、小規模事業者等が中心となっています。



(資料) 全信協調べ(有効回答266金庫
・平成25年3月末時点)

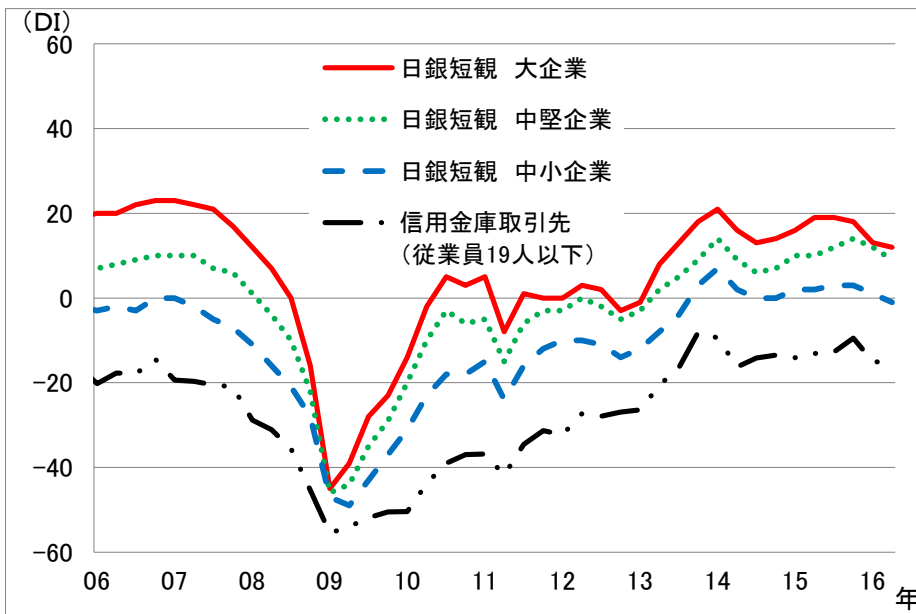
(注) 対象は、地公体および住宅ローン・消費性
ローンのみの先を除く法人・個人事業主
従業員数0～10名には、システム上に従業
員データのない先(主として簡易査定先等の
小規模かつ延滞のない先)を含む。

3. 中小企業の業況・資金繰りの状況

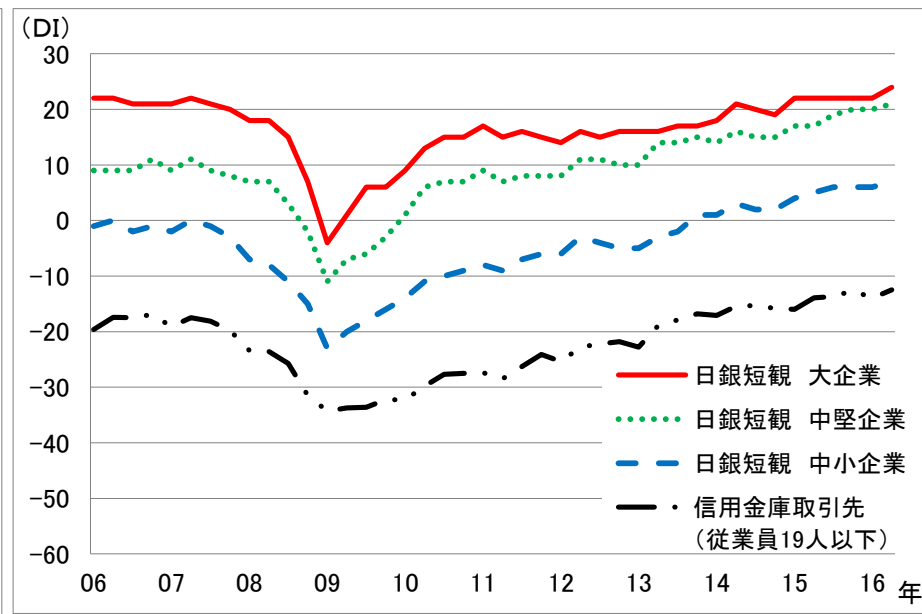
アベノミクスの効果により緩やかな改善を続けてきたものの、依然として中小企業の業況や資金繰りの状況は厳しく、特に、企業規模が小さいほど、業況・資金繰りの状況は回復が遅れています。

【業況DI・資金繰りDIの推移】

【企業規模別に見た業況判断DIの推移（'06.3 - '16.6）】



【企業規模別に見た資金繰り判断DIの推移（'06.3 - '16.6）】



※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、信金中央金庫地域・中小企業研究所「全国中小企業景気動向調査」に基づき、全信協作成。

4. 小規模事業者の経営及び経営改善支援の特徴

【小規模事業者の経営の特徴】

小規模事業者は、①経営体力・資金余力が乏しい（自己資本が少なく、負債依存度が高く、財務基盤が弱い）、②景気変動の影響を受けやすく、かつ、経済回復期の波及効果も遅い—などの特徴から、どうしても「経営の不確実性」が高くなります。このため、業況が良い企業であっても、例えば、「1取引先からの受注が減少した」など、たった1つの突発的な要因ですぐに経営危機を迎えてしまうことが数多くあります。

【小規模事業者への経営改善支援の特徴】

小規模事業者への経営改善支援にあたっては、①利益率が低い、②販路等が限られており、新商品の販売等が成功するのに時間を要する、③そもそも事業規模が小さいため、リストラ余力が低い—などから、抜本的な事業再生の余地が少ないという難しさがあります。

一方で、適切に支援を続けることにより、事業規模が小さい分、例えば1つ受注が増えるだけで 一気に業況が回復するケースも多くあります。

(参考)小規模事業者の経営が急激に悪化した事例

○ 金属製造業A社(正常先⇒実質破綻先)

平成25年に売上高約2億8千万円を計上していたが、平成26年に製造商品に不良品が発覚。約1,700万円の賠償金を支払い、その後の受注もなくなってしまった。

○ 寝具卸売業B社(正常先⇒破綻懸念先)

年商約14億円程度を確保していたが、平成24年に新規開拓用サンプル商品を製造したところ、営業に結びつかず不良在庫化した。大幅赤字を計上せざるを得ず、債務超過となり、売上高も最盛期の3割程度まで落ち込んでしまった。

○ 貴金属卸売業C社(正常先⇒実質破綻先)

平成25年に売上高約3億6千万円を計上していたが、平成26年に主力販売先である大手貴金属販売業(シェア70%)からの受注が急減し、経営状況が悪化。平成26年後半から貸出金返済が延滞し、延滞解消の目途も立たない状況である。

5. 今般の見直しの方向性への基本的な考え方

- 小規模事業者の場合、特に事業が生活に直結するため、経営改善を含め、日常の中でできる限りの努力をされています。

私ども信用金庫では、今般の見直しの方向性を真摯に受け止め、小規模事業者にさらに寄り添って支援を行うよう取り組んでまいります。

- 一方で、今般の見直しの方向性では、セーフティネット保証5号の見直しなど、影響が大きい制度改革の内容も含まれています。

今後、具体的な制度改革の内容を検討されるにあたりましては、

- ①「経営の不確実性が高い」、「抜本的な事業再生の余地が少ない」といった特徴を持つ小規模事業者の資金繰りへの配慮、②金融機関及び保証協会が、現場において、個々のお客様の状況に応じて柔軟な対応ができるような制度運用とすること—といった観点を中心に、以下の4点についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

6. ご要望させていただきたい事項①

(1)「小口零細企業保証」の拡充について

見直しの方向性では、「小口向けの100%保証拡充」と記載いただき感謝しておりますが、セーフティネット保証5号の見直しの方向性を踏まえ、「小口零細企業保証」の限度枠の拡充の実現についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

(2) 責任共有制度(一般保証)におけるリスクシェアについて

見直しの方向性では、「金融機関と保証協会の連携(リスクシェア)」として、「プロパー融資の方針等に着眼し、適切にリスクシェアを行う」とされていますが、お客様の資金需要に適切に応えられるよう、個々のお客様の状況や個々の案件の事情に応じて、現場で柔軟な対応ができる制度運用となるようご配慮いただきたく存じます。

※ 「全て保証協会付き融資である保証承諾は認めない」、「一定のプロパー融資を必須とする」などの画一的な制度運用は避けていただきますようお願い申し上げます。

6. ご要望させていただきたい事項②

(3) 中小企業に資する保証制度の拡充について

見直しの方向性では、「地方創生等への貢献」として、「農業ビジネスの全国展開」、「創業チャレンジを促すための支援」と記載いただいておりますが、「農業関連資金の取扱いの拡充」(※)や「創業時の保証について、創業者が自己資金なく一層の資金調達ができるよう要件の緩和」の実現にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

※ 中小企業等が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証協会の保証対象に追加する等。

(4) 制度改正を行う際の準備期間について

見直しの方向性を踏まえますと、制度面の変更はもとより、実務運用の面でも大きな変更が生じるものと思われます。

制度改正にあたりましては、お客様への変更内容の周知対応や保証協会・金融機関における実務対応に時間を要することをご勘案のうえ、十分な準備期間を設けていただきますようお願い申し上げます。